

病院・診療所で使われた 出された お薬の情報の活用が始まりました。

💡 病院・診療所の院内処方 にはどんなものがあるの？ 💡

病院・診療所の院内処方には以下の3つがあります

- ・ 入院中のお薬
- ・ 退院時に病院・診療所から直接出されるお薬
- ・ 外来受診時に病院・診療所から直接出されるお薬



これまでは
院内処方使われた/出されたお薬は
電子処方箋管理サービスによる
情報共有の対象外

院内処方を行う医療機関



医師・歯科医師

薬局



薬剤師

他の医療機関



医師・歯科医師

マイナポータルや
電子版お薬手帳アプリ



患者

~~重複投薬等
チェック結果~~ 院内処方の
情報



電子処方箋管理サービス

これからは
院内処方使われた/出されたお薬も
電子データで登録・蓄積され
リアルタイムに共有可能に

院内処方を行う医療機関



医師・歯科医師

薬局



薬剤師

他の医療機関



医師・歯科医師

マイナポータルや
電子版お薬手帳アプリ



患者

重複投薬等
チェック結果※ 院内処方の
情報



電子処方箋管理サービス

※入院中で患者が服用しているお薬を
把握できている場合は、電子処方箋管理サービスによる
重複投薬等チェックは行わない場合もあります。

💡 病院・診療所において院内処方使われた/出された お薬の情報の活用でどんなメリットがあるの？ 💡

- ① **転院や退院などの場合も**、病院・診療所で入院中や外来で使われた薬の情報も含めて次の医療機関、薬局が**閲覧できるため、より適切な医療が受けられるようになります。**
- ② 病院・診療所で院内処方直接出されたお薬も含めて**飲み合わせの悪い処方を防ぐので安心！**
- ③ 病院・診療所で院内処方直接出されたお薬も含めて**効能が同じお薬のもらいすぎを防ぎ、お薬の費用も抑えられる！**

※お薬の情報は、患者が医師・歯科医師・薬剤師への提供に同意した場合のみ共有されます。

💡 病院・診療所で院内処方使われた/出されたお薬の情報を 他の病院・診療所、薬局で活用してもらうために 何か特別なことをする必要はあるの？ 💡

病院・診療所、薬局では、**通常のマイナンバーカードでの受付の手順と変わりません。**
「過去のお薬情報の提供」に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師に病院・診療所で
院内処方使われた/出されたお薬を含めた情報をデータで共有できます。



※電子処方箋管理サービスへの院内処方情報登録機能は、令和7年1月23日に開始していますが、運用開始当初（電子カルテ情報共有サービスの本格運用開始までの期間等を想定）はプレ運用としています。